

群馬医療福祉大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、群馬医療福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は平成 14(2002)年、社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻（社会福祉コース・福祉心理コース）と児童福祉専攻（子どもコース）を開設し、平成 19(2007)年、大学院社会福祉学研究科社会福祉経営専攻を、更に平成 22(2010)年には看護学部を開設し、大学の名称を群馬医療福祉大学に変更した、新しい高等教育機関である。

建学の精神・大学の基本理念は寄附行為と学則に明示され、大学の使命・目的を明確に定め学内外に公表し、周知に努めている。

教育研究組織については、学部の他に研究所として「陽明学研究所」「医療・福祉・教育研究センター」「福祉経営研究所」、また附属機関として図書館、「ボランティアセンター」を設置し、各組織相互の適切な連携に努めている。

教育課程については、大学の教育目的に沿って、基礎教養科目及び基礎専門科目が設定されている。基礎教養科目において哲学、道徳などの科目を重視しボランティア活動を必修科目としている。教育目的の達成状況を点検・評価については、演習ノートや授業アンケートにより、学生の学習状況や履修状況を把握し教育目的の達成状況の把握に努めている。

アドミッションポリシーは専攻別に定められ、入試ガイドに明示している。また、志願者の個性を重視し、一般入試のほかに各種推薦入試、AO 入試、各種特別入試などを実施している。学生支援では、入学前の導入教育、オリエンテーション、オフィスアワーなどさまざまな学生支援活動を実施し、少人数教育による行き届いた指導を行っている。

大学設置基準及び大学院設置基準が定める専任教員数、教授数は確保されている。教員の採用・昇任は、諸規程及び建学の精神に基づき明確に示されている。

職員の採用・昇任については、就業規則及び「群馬医療福祉大学昇任人事の手続きに関する申し合わせ」によって定めている。職員の資質・能力向上のための取組みでは、研修計画に基づき、研修活動を実施し、学外での研修会などにも積極的に参加している。

大学及び法人の管理運営体制は整備され、教授会、理事会・評議員会は適切に機能している。管理部門と教学部門の連携は、大学学長が理事長を兼務し、教員及び職員が各種委員会の委員として両部門の一体化が図られ、連携に努めている。「自己点検評価委員会規程」

を制定し、委員会により組織的に点検・評価を実施している。

財務では、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤が整備され、収支のバランスのとれた運営と適切な会計処理が行われている。また、財務情報の公開も適切に行われている。

教育研究については、キャンパスが2つに分かれているが、校地・校舎は設置基準を十分に満たし、図書館、運動場、体育館、情報サービスセンターも整備されている。また、施設の利用計画、管理規則、メンテナンス計画により、施設は適切に運営されている。

社会連携では、ボランティア活動、公開講座、専門職を対象とした研修など多様なプログラムが提供されている。特に、学生によるボランティア活動に全学的に取り組み、成果をあげている。

社会的機関として必要な組織倫理では、必要な規程は整備され、適切に運営されている。学内外に対する危機管理については、マニュアルを整備し、大学の教育研究成果については、学内外に広報する体制を整備している。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念は、大学案内やホームページに掲載され、高校教員を対象とした大学説明会やオープンキャンパスなども利用して学外へ示されている。また、入学後の学生や教職員などに対しては学生便覧、オリエンテーション、1泊2日の「フレッシュャーズキャンプ」、入学式での学長・学部長の訓辞や、基礎演習、専門演習においてテーマに取上げるなどして学内にも周知されている。

大学の使命・目的は明確に定められ、建学の精神・大学の基本理念とともに学内外への周知に努めている。具体的な取り組みとして、学生便覧を全学生・教職員（兼任教員含む）に配付し、入学前には3回の事前指導を実施し、入学後のオリエンテーションや「フレッシュャーズキャンプ」においても機会を設け説明が行われている。また、大学紹介に関する印刷物やホームページに掲載することによって学外へも情報を発信している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的組織は、社会福祉学部社会福祉学科と看護学部看護学科及び大学院社

会福祉学研究科社会福祉経営専攻を持ち、研究所として「陽明学研究所」「医療・福祉・教育研究センター」「福祉経営研究所」、附属機関としては、「ボランティアセンター」などを設けている。

教養教育は、建学の精神「仁」を基軸として構成され、人間関係を築き、福祉専門職に就くための教養の向上及び福祉力を涵養するために必要な組織上の措置をとっている。教養教育の改善については、各学年必修である演習を担当するクラス担任で形成される「学年会議」やその上部組織の「学年主任会議」において提案され、「教務カリキュラム委員会」の議を経て、教授会で承認されている。

教育研究に関わる意思決定機関は、教授会と大学院研究科委員会を中心とし、目的に沿った委員会が組織され、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部、研究科ごとの教育目的を学則に定めて、かつ学生便覧において公表している。社会福祉学部における哲学や道徳、ボランティア活動に関する教養教育科目の必修化や、看護学部においてもボランティア活動や福祉に関する科目を設置し、福祉分野との連携を目指すなど、福祉と看護のそれぞれの分野において、教育目的の達成のための教育課程の編成方針を設定している。

各学科・専攻の教育課程は、それぞれに設定された編成方針に即して体系的かつ適切に設定されている。学習量としては、1年間に修得可能な履修登録単位数の上限を 50 単位以上としているので是正が求められるが、単位の認定については、学則に定められ、評価の方法については、シラバスに明記されている。

1・2年次必修の基礎演習及び3・4年次必修の専門演習での各演習ノートや演習授業アンケートにより、学生やクラス担任が、学習状況・履修状況を把握・点検できる仕組みを整えている。その他、企業アンケートの回答結果や国家試験合格率や就職率により、学生の教育目標達成度の把握をし、客観的な評価をしている。

【参考意見】

- ・1年間に履修登録できる上限設定が 50 単位以上で設定しているため、履修登録単位数の実質を保つために適正な上限単位数に設定することが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神、理念を踏まえた大学全体、学部及び専攻ごとのアドミッションポリシーを定め、それに基づいた入学選抜を実施し、入学定員を確保している。

入学前の導入教育、夏期・後期・冬期・新春・年度末のオリエンテーション、担任制、オフィスアワーの役割も担っている演習制度など、さまざまな学習支援体制を整備している。クラス担任に対し、指導内容のマニュアル化などを通して指導のスキルアップを図るなど、少人数教育を重視したきめ細かい指導を実践している。

学生サービスの体制も整備されている。事務局とクラス担任の連携のもと、体制の一層の強化に期待する。

就職支援には十分な人材を配置し、組織的な対策を講じている。1年次から4年次まで学年別に作成された就職指導計画に基づいた指導が行われ、その結果、高い就職率を達成している。

【優れた点】

- ・入学前3回と入学後の導入教育、一年間を通じたオリエンテーション、全学年で演習制度を用いてのきめ細かい助言・指導の成果として、低い退学率を実現していることは評価できる。
- ・就職支援のために十分な人材を配置し、組織的及び個別の指導が1年次から4年次まで系統的に行うなど、学生をサポートする就職指導の結果、学生の目指す医療・福祉専門職に高い就職率を達成していることは高く評価できる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

専任教員の年齢構成教員のバランスにおいては、教授の配置に多少偏りはあるものの、大学設置基準及び大学院設置基準に定める専任教員数、教授数を確保し、きめ細かな教育研究指導体制が整備されている。

教員の採用・昇任については、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」及び建学の精神の理解と遵守により行っている。

教員の教育担当時間については、基準は定めていないが、開設している授業科目の多くは専任教員が担当するよう配分されている。教育研究活動を支援するため業務の平準化について検討するなど体制整備に努めている。

教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、①学生アンケートなどによる学生による授業評価、②公開授業などによる教員相互の授業評価、③教員研究発表会の実施、④新任教員研修会の開催、⑤学外におけるFD研修会への参加などFD(Faculty Development)活動が積極的に行われている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制は「学校法人昌賢学園の事務組織およびその運営に関する規則」に示され、採用、昇任、異動については「学校法人昌賢学園就業規則」に定め、採用については、選考方法についても定めている。「企画調整室」を理事長直轄組織への改編を始めとし、藤岡キャンパスへの職員の増員、業務内容を含む事務組織の見直しを行うとし、適切な運営に努めている。

職員の資質・能力向上のための取組みとして、研修項目を定め、研修活動を行い、学外での研修会などへ積極的に参加をしている。大学は、学園が求めている専門性、スキルアップ、全ての業務に精通し対応できる職員の育成を図るための環境づくりと、業務の見直しによる組織の統廃合も検討し、人材育成の研修プログラムの検討に着手している。

教育研究支援のため事務体制を構築し、職員を各種委員会の構成員とするなど、職員が大学の運営に参加し、教員との協力体制を築いている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学及び法人の管理運営体制は整備されている。教授会は定例開催され、理事会及び評議員会においても、役員が全員出席しており適切に機能している。評議員の構成は、学園内教職員が中心であり、外部評議員が少ない状態であるが、外部評議員の増員を検討するなど、体制整備に努めている。

管理部門と教学部門は、大学学長が理事長を兼ね、職員を各種委員会の構成員として参画させるなど、それぞれの部門が一体となり連携を図っている。

自己点検・評価のための恒常的な体制として、「自己点検評価委員会規程」を制定し、「自己点検評価委員会」を設け、組織的に点検・評価を行う体制が整備されている。自己点検・評価報告書は、学内外へ配付し、大学運営の改善・向上に反映されている。

また、外部評価活動の一環として、大学間相互評価システムの構築にも着手している。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の消費収支は、収入超過の状態であり、財務状況は良好である。法人全体は、平成18(2006)年度以降支出超過の状態であり、専門学校と幼稚園の恒常的な支出超過と、看護学部の校舎及び施設設備の基本金組入れに起因している。

会計処理においては、学校法人会計基準及び経理規程により適切に行われている。また、長期的な財務計画として第2号基本金の計画組入れを行うなど、計画的な財務運営がなされている。監事は、予算の執行状況及び財産債務を公認会計士との連携により、財政監査を行っている。

財務情報については、事業報告書、財務諸表、財産目録、財務比率をホームページに掲載し、財務諸表については、法人事務局に備付け、閲覧を行っている。

外部資金の導入充実に苦慮しているが、科学研究費補助金、各種GPの採択の努力を継続的に行う一方、委託事業にも積極的に取組み、外部資金の獲得に努力している。

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収支のバランスのとれた運営、適切な会計処理が行われ、財務情報の公開なども行われている。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

2つのキャンパスの校地・校舎などは設置基準を満たしている。図書館、体育施設、情報サービス施設及び「ボランティアセンター」「陽明学研究所」「医療・福祉・教育センター」は整備され、総務部管理課が教員や各課と連携して改修や改善の要望に基づき維持管理に努めている。また、電気や防火の各種設備についても、法定検査・点検を実施し、補修を行っている。

校舎及び施設は、耐震基準を満たしており、安全性を確保した教育環境を整備している。バリアフリー化については、トイレやスロープ、エレベータの設置などにより対応をしている。

アメニティに配慮した教育環境については、館内館外の清掃の徹底が図られ、快適な教育環境が整備されている。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

大学は、図書館を地域開放するほかに、訪問看護員養成研修、「福祉用具専門相談員指定

講習会」、大学入試センター試験、保育士資格試験、「福祉教育ボランティア学習学会」、教員免許更新講習などにおいて、施設を提供している。また、公開講座や「ボランティアセンター」を通じたボランティア活動、「福祉研究センター」による発達臨床相談、生活相談（福祉問題など）、障がい者支援相談についての対外的活動により、大学が持っている物的、人的資源を社会に提供している。

教育研究上において、企業との連携については検討中にあるが、福祉・医療系の大学及び社会福祉施設や障がい者団体との連携を構築し、体制の整備に努めている。

また、大学は、センターの開設や「ボランティア活動ハンドブック」の作成、ボランティア活動を教育課程に組み込むなど、ボランティア活動に対し組織的に取り組み、成果をあげている。そして、地域社会の要請に基づいた学生ボランティアを「ボランティアセンター」が中心となって支援することにより、地域社会との連携を目指し、協力関係を構築するなど組織的な活動を行っている。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理に関しては、寄附行為、学則に基づき「学校法人昌賢学園就業規則」「事務組織およびその運営に関する規則」「群馬医療福祉大学組織規程」を定め、適切に運営している。

危機管理については、「群馬医療福祉大学危機管理規程」を制定し、自衛消防隊組織を編制するなど体制の整備に努めている。

外部査読のあるより広い媒体での公表はこれからの課題であるが、教員の研究成果は学校法人が発行する「学校法人昌賢学園論集」に掲載され、大学全体の研究活動状況が公表されている。また、ボランティアセンター広報誌「ボランティア・ネットワーク」、医療・福祉・教育研究センター誌「福祉研究センター年報」を発行し、学内外に発信しているほか、毎年『ボランティアをめぐる「基調講演」&「フォーラム」』を開催し、参加学生の感想文と合わせて冊子にまとめ刊行するなどの広報活動を行っている。

